

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任 (二件) (農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の決定 (二件) (〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (〃)
- 国土調査の成果の認証 (〃)
- 保安林の指定予定 (六件) (森林保全課)
- 保安林の指定の解除 (〃)
- 保安林の指定の解除予定 (〃)
- 漁船災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め  
るための発起人の届出 (水産課)
- ◇ 公 告 随意契約の相手方の決定 (二件) (企画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 前田 正 恭 東伯郡東郷町大字門田三四五

平成八年九月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 庸 生 東伯郡東郷町大字漆原一三九

平成八年十二月五日就任 任期平成十二年四月五日まで

### 鳥取県告示第二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 光 義 西伯郡大山町上野一五〇―一

〃 大 原 茂 利 西伯郡大山町所子一二〇

〃 門 脇 正 西伯郡大山町平木九九

〃 川 上 馨 西伯郡大山町末長一九

〃 小 原 茂 西伯郡大山町唐王六九九

〃 河 本 実 西伯郡大山町清原一三六

〃	水鴨弘文	西伯郡大山町野田四一
〃	坂田清	西伯郡大山町中高四二三
〃	岡田三千人	西伯郡大山町中高三六五―九
〃	坂田伊佐夫	西伯郡大山町中高三五〇―三
〃	山根榮造	西伯郡大山町平田一三五
〃	田中実義	西伯郡大山町保田八
〃	諸遊秋夫	西伯郡大山町上方三
〃	種田紀秋	西伯郡大山町安原一四四
〃	入江潔	西伯郡大山町富岡一〇
〃	深田照夫	西伯郡大山町妻木四七三
〃	金田豊	西伯郡大山町稲光六
〃	来海定一	西伯郡大山町莊田九二
〃	飯田廣雄	西伯郡大山町長田三五一
〃	松下貞二	西伯郡淀江町大字今津四一三
〃	角積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
〃	山根太	西伯郡大山町豊房三八九
〃	石原政秋	西伯郡大山町豊房九九六
〃	小椋愛一	西伯郡大山町豊房一三九二
〃	小原收	西伯郡大山町豊房一六二一
〃	西郷明文	西伯郡大山町宮内一七一
〃	遠藤賢次	西伯郡大山町坊領四七八
〃	宮永寿	西伯郡大山町佐摩四六九
〃	遠藤達夫	西伯郡大山町今在家七四
〃	田中幸人	西伯郡大山町前三一五
〃	稲田伊佐美	西伯郡大山町飯戸六八二
〃	前田叶	西伯郡大山町飯戸一〇八〇
〃	秋本和彦	西伯郡大山町赤松一一七八

〃	椎木学	西伯郡大山町赤松一一八八
〃	監事 河上宣雄	西伯郡大山町所子三七〇
〃	渡辺満博	西伯郡大山町妻木四七五
〃	黒田政夫	西伯郡大山町坊領三四七

平成八年十一月二十日退任

就任した役員の名及び住所

〃	理事 山根光義	西伯郡大山町上野一五〇―一
〃	大原茂利	西伯郡大山町所子一二〇
〃	門脇正	西伯郡大山町平木九九
〃	河上馨	西伯郡大山町末長一九
〃	小原茂	西伯郡大山町唐王六九九
〃	河本実	西伯郡大山町清原一三六
〃	水鴨弘文	西伯郡大山町野田四一
〃	坂田清	西伯郡大山町中高四二三
〃	岡田三千人	西伯郡大山町中高三六五―九
〃	坂田伊佐夫	西伯郡大山町中高三五〇―三
〃	山根朗義	西伯郡大山町平田九二
〃	田中実義	西伯郡大山町保田八
〃	福見和正	西伯郡大山町上方五
〃	種田紀秋	西伯郡大山町安原一四四
〃	入江潔	西伯郡大山町富岡一〇
〃	深田照夫	西伯郡大山町妻木四七三
〃	田中定	西伯郡大山町稲光一〇
〃	来海定一	西伯郡大山町莊田九二
〃	上田英勝	西伯郡大山町長田一四四
〃	松下貞二	西伯郡淀江町大字今津四一三

角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
谷 徳之	西伯郡大山町豊房三八〇
野口勝博	西伯郡大山町豊房一〇一〇
小村正孝	西伯郡大山町豊房一三七〇
小原 收	西伯郡大山町豊房一六二一
西郷明文	西伯郡大山町宮内一七一
酒 嶋 右	西伯郡大山町坊領四三四
遠藤賢次	西伯郡大山町坊領四七八
宮永 寿	西伯郡大山町佐摩四六九
遠藤達夫	西伯郡大山町今在家七四
田中幸人	西伯郡大山町前三一五
稲田伊佐美	西伯郡大山町飯戸六八二
川上英章	西伯郡大山町飯戸一〇三六
秋本和彦	西伯郡大山町赤松一一七八
椎木 学	西伯郡大山町赤松一一八八
監事 河上宣雄	西伯郡大山町所子三七〇
渡辺満博	西伯郡大山町妻木四七五
松岡 正	西伯郡大山町坊領三〇五

平成八年十一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る天神野地区第八工区の換地計画を定めたので、同条第四項にお  
いて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成九年一月十三日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
- 倉吉市役所
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了  
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る南大山地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項にお  
いて準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成九年一月十三日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
- 江府町役場
- 四 異議の申立て
- 利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了  
の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五号

日南町が行う土地改良事業に係る日南(田曾団地)地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年一月十三日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北条町	平成五年度及び平成六年度	北条町(国坂の一部)の地籍図及び地籍簿	北条町国坂の一部	〃
船岡町	平成六年度及び平成七年度	船岡町(大字下濃、大字上野、大字船岡及び大字郡家の各一部)の地籍図及び地籍簿	船岡町大字下濃、大字上野、大字船岡及び大字郡家の各一部	平成九年一月十日

鳥取県告示第七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字鳥字大鳴四七四から四七六まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字馬橋一五〇三の一、一五〇三の四、一五〇四、字馬橋ノ元  
一二七〇の二、一二七〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字馬橋ノ元一二七〇の二、一二七〇の三  
〔「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字棚田三三六〇、三三六一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町小町字前田下ノ壱四一、四二、四四、四八、字東山ノ内壱一四七、一四八、一五〇、字前田上一六〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字前田下ノ壱四四（次の図に示す部分に限る）、四八、字東山ノ内壱一四七・字前田上一六〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

〔次のとおり〕及び〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊房字下開林一八四〇、字上粟ヶ谷一八八一、一八八七、字打廻一八八八、一八八九、一八九四、字開林一八九五から一九〇三まで、一九〇四の一、一九〇五の一、一九〇八、一九一二、一九一三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字下開林一八四〇・字開林一八九六から一八九八まで・一九〇〇から一九〇三まで・一九〇四の一・一九〇五の一・一九〇八・一九一二・一九一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

〔次のとおり〕及び〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水

産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊房字轆轤木一七八二、一七八五から一七八九まで、字下的場一八五六、一八六〇、字城山一八六一、字轟谷一八六六、字覗キ瀧一八二〇、一八二二、字上的場一八四五から一八四八まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字上的場一八四八（次の図に示す部分に限る。）

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里濱二三四〇の一・二三四〇の二二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備えて置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十八条の二第三項に規定する同意を求めるとともに、発起人にならうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項 漁業者調書の縦覧

発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
境港市上道町二一七九一六 前 田 正 二 境港市上道町一四八六一二 中 島 良 之	境港 加入区	境港市漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣漁業	境港市 漁業協同組合	平成九年一月十日から同月二十四日まで

公 告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年1月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県公共情報ネットワークシステムに係る設備の賃貸借及び保守一式
- (2) 調達方法 物品の調達
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成8年11月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契約価格 4,258,695円（消費税額を含む。）

- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当
- (8) 契約担当部局の名称 鳥取県企画部企画課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年1月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県公共情報ネットワークシステムに係る管理運営一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成8年11月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター  
鳥取市東町一丁目220
- (6) 契約価格 6,247,665円（消費税額を含む。）
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号に該当
- (8) 契約担当部局の名称 鳥取県企画部企画課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220